

土地や建物などをお売りになって確定申告をされる方へ

所得税の申告書の作成・送信は **自宅で** 国税庁ホームページから！

STEP

1 「国税庁ホームページ」へアクセス

👍 確定申告には、ご自宅からパソコンでご利用いただけるe-Taxが便利です！

👍 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！

(注) 確定申告期間以外の利用可能時間やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Tax ホームページでご確認ください。

確定申告



確定申告書等作成コーナーの

利用率

3人に2人が利用

確定申告書等作成コーナーの

利用者の感想

94%の方が役立つ

と回答

STEP

2 申告書を作成

👍 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3 e-Taxで送信して提出

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード



取得方法は裏面
を見てね！



② ICカードリーダーライター 又は マイナンバーカード読取対応のスマートフォン



又は



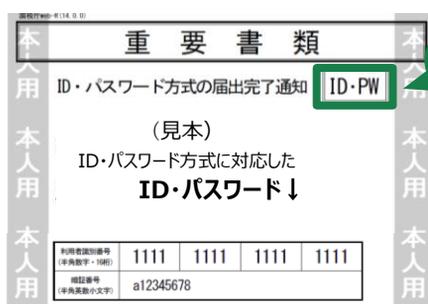
ICカードリーダーライターとして代用できる端末は一部のAndroid端末のみ



対応端末の一覧はこちらから！

(注) 詳しくは、e-Taxホームページ【<https://www.e-tax.nta.go.jp>】をご覧ください。

IDとパスワードで送信



ID・PW
が目印

・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。

・確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ・ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

■ 印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス(有料)を利用して印刷できます。



■ 土地や建物などをお売りになった方の確定申告について

土地や建物など(借地権や耕作権など、土地の上に存する権利を含みます。)をお売りになって譲渡益がある場合は、確定申告が必要です。

なお、マイホームをお売りになって譲渡益がある場合は、特別控除などの特例があります。

譲渡損失がある場合は、その譲渡損失の金額をその他の所得と損益通算することや、その年で通算しきれなかった譲渡損失の金額がある場合に、その年の翌年以後3年内の各年分の所得から繰越控除することができる特例があります。

これらの特例の適用を受けるための要件や必要な書類については、国税庁ホームページの「タックスアンサー」の「マイホームを売ったとき」に掲載していますのでご覧ください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」のご案内

① トップ画面で「作成開始」を選択



② 「所得税」を選択



③ 「作成開始」をクリック



④ 「土地建物等の譲渡所得」を選択し入力を開始



※ 画面は開発中のものであり、今後変更される場合があります。

Google Chrome が使えます

令和3年1月以降、パソコンをご利用の方は「Google Chrome」でも、国税庁ホームページからマイナンバーカードでe-Tax送信ができます。

(注) Windowsのみの対応であり、macOSには対応していません。



操作が分からない場合は「よくある質問」へ

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーの操作に関するご不明な点や困ったことなど、お問い合わせの多い質問を確定申告書等作成コーナー内の「よくある質問」に掲載しています。よくある質問をご覧いただいても解決しない場合は、電話でお問い合わせすることもできます。お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

(注) 国税に関するご相談・ご質問は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」に、税に関してのよくある質問を掲載していますのでご覧ください。また、「タックスアンサー」をご覧頂いても解決しない場合は、最寄りの税務署へお問い合わせください。

マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを利用して、e-Taxで提出すれば**本人確認書類の提示又は写しの添付は不要**です。また、マイナンバーカードでログインすれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

マイナンバーカードの取得方法

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

スマホによる申請はこちらから！



マイナンバーカード 取得方法

Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。Windowsの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。